

パラグアイの出入国審査におけるイエローカードの提示義務

・5月10日から、パラグアイの出入国審査におけるイエローカード提示義務の対象が、ブラジル21州からの来訪者及び同21州への渡航者に拡大されました。

5月9日、パラグアイ出入国管理当局は、ブラジルでの黄熱流行に伴う出入国規制に関する新たな発表を行いました。発表内容のポイントは次のとおりです。

●5月10日から、ブラジルの下記21州からパラグアイへ入国しようとする1歳から59歳の者及びパラグアイから同21州への渡航しようとする1歳から59歳の者に対して、出入国審査の際に黄熱予防接種証明書（イエローカード）の提示を要求する。

- 1 アクレ(ACRE)州
- 2 アマパー(AMAPA)州
- 3 アマゾナス(AMAZONAS)州
- 4 連邦区(DISTRITO FEDERAL)
- 5 エスピリトゥ・サント(ESPIRITU SANTO)州
- 6 ゴイアス(GOIAS)州
- 7 マラニョン(MARANHAON)州
- 8 マット・グロッソ(MATO GROSSO)州
- 9 マット・グロッソ・ド・スル(MATO GROSSO DO SUL)州
- 10 ミナス・ジェライス(MINAS GERAIS)州
- 11 パラー(PARA)州
- 12 パラナ(PARANA)州
- 13 リオ・デ・ジャネイロ(RIO DE JANEIRO)州
- 14 リオ・グランデ・ド・スル(RIO GRANDE DO SUL)州
- 15 ロンドニア(RONDONIA)州
- 16 ロライマ(RORAIMA)州
- 17 トカンチンス(TOCANTINS)州
- 18 サンタ・カタリーナ(SANTA CATARINA)州
- 19 サン・パウロ(SAO PAULO)州
- 20 バイーア(BAHIA)州
- 21 ピアウイ(PIAUI)州

●妊娠中、授乳中、免疫不全等の理由により黄熱予防接種を受けられない者は、医師の診断書を提示しなければならない。

●上記21州に所在する空港でトランジットを行う場合は、イエローカードの提示を要求されない。

詳細は、下記 URL（スペイン語）を御参照ください。

【パラグアイ入管当局ホームページ】

<http://www.migraciones.gov.py/index.php/noticias/migraciones-exigira-certificado-internacional-de-vacunacion-contra-la-fiebre-amarilla-para-viajar-21-estados-del-brasil>

今後も規制内容に変更が生じる可能性もありますので、パラグアイ及びブラジルに渡航される予定の方は関連情報にご留意ください。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

在パラグアイ日本国大使館

住所：Av.Mariscal Lopez No.2364, Asuncion

電話：+595(21)604-616

Mail：japon.consulado@as.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>